

地域密着型サービス事業にかかる取扱い（湖南4市共通事項）

1 転入者の市内地域密着型サービス事業所利用について

(1) 入所系サービス

（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）

- ・転入（住民票異動）後、3ヶ月以上経過した者について入所申し込み可。
※起算日は最新の住所を定めた日とし、再転入者についての通算は行わない。
- ※ただし、各市が特段の事由があると認める場合は、各市の判断によるものとする。

(2) 通所系サービス

（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護）

- ・転入日当日から利用可。

2 他市事業所の指定（同意）について

(1) 入所系サービス

（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）

- ・当該地域密着型サービス事業所の利用を必要とする被保険者ごとに指定（同意）する。
- ・当該被保険者の利用終了により、当該市の指定は廃止扱いとなる。
「当該被保険者に限る」指定。

(2) 通所系サービス

（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護）

- ・事業所に対して指定（同意）することとし、被保険者に限る指定とはしない。（指定より6年間有効）
- ・指定は当該地域密着型サービス事業所の利用を必要とする被保険者が出てきた場合に行うものとし、前もっての指定は行わない。
- ・地域密着型サービスであることから、当初指定以降、指定期間内に新たに地域密着型サービス事業所の利用を希望する他市被保険者が出てきた場合は、以下の手続きをとるものとする。
 - ① 担当ケアマネジャーが、当該事業所へ利用可能である旨確認の上、事業所の利用が必要である旨記載した理由書を、保険者市へ提出。
 - ② 保険者市が理由書を確認し、理由が適当と認められる場合、理由書の写しを事業所所在市へ送付。
 - ③ 事業所所在市でも理由書を確認し、理由が適当と認められる場合、利用可能とする。（事業所所在市から同意文は送付しないが、保険者市へ理由書を確認した旨の連絡を行う。）